

# 携帯電話の校内への持ち込み禁止に係る考え方

令和8年4月1日  
東広島市立磯松中学校

携帯電話につきましては、令和2年7月31日付文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について」（通知）において、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。」と示しております。

このことを踏まえ、また次に示す理由から、磯松中学校においても、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止としております。ご理解ご協力いただきますとともに、家庭においても、「我が家の携帯ルール」や携帯電話との適切な利用について生徒と話し合っていたいただきたいと思います。

## 1. 学習環境の保護

携帯電話は授業中に注意を引く要因となり得ます。通知やメッセージが頻繁に届くと、集中力が途切れやすくなり、学習に集中することができません。また、学校に持ち込むことによりインターネット依存がさらに高まると、学習時間や睡眠時間が削られ、学力低下だけでなく、昼夜逆転等、健康に関する不安につながると考えています。

## 2. いじめやトラブルの防止

携帯電話を使ってのいじめやトラブルが増加しています。SNSやメッセージアプリを悪用した嫌がらせ行為により、生徒から被害者も加害者も出すことのないようにさせたいと考えています。

## 3. プライバシーの保護

携帯電話での写真撮影や録音録画が容易にできるため、盗撮にあたる行為により他の生徒や教師のプライバシーが侵害される恐れがあると考えています。

## 4. 盗難や紛失の防止・保護者負担の回避

携帯電話は高価なものであり、購入や維持には保護者に高額な負担が生じるだけでなく、校内での盗難や紛失のリスクも高まると考えています。

## 5. ソーシャルスキルの育成

学校は、生徒同士や生徒と教職員等のあたたかなふれ合いの中で、社会で必要とされる学びを深めていく教育機関です。携帯電話に頼らずに、直接的なコミュニケーションを取ることが大切です。友達や教師との対面での対話を通じて、ソーシャルスキルを育むことができると考えています。

なお、校内に持ち込まないといけない特段の事情が生じる場合もあると思います。その際には、個別に学校にご相談ください。